

寄付申込書

年 月 日

学校法人 立命館
理事長 森島 朋三 殿

[寄付申込者]

〒

住 所

フリガナ

法 人・団体名

代表者役職名

代表者氏名

下記のとおり、学校法人立命館の設置する学校の教育及び研究の充実のため、寄付を申し込みます。

寄付金申込金額		金 円也	
1. 払込方法		2. 送金方法 ※いずれかに○印	
方法	払込予定日	払込金額	① 銀行振込：選択番号 _____ ② ゆうちょ銀行振替 ③ 現金・小切手 ④ その他 ()
一括	年 月 日		
分割	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
3. 寄付目的および連絡事項			
4. WEB芳名録等への掲載 *希望されない場合は☑をお願いします(複数選択可)		<input type="checkbox"/> 法人・任意団体名の掲載を希望しない <input type="checkbox"/> 金額の掲載を希望しない	
5. 決算日 【重要】払込予定日から決算日までの期間が約1ヶ月以下となる場合は、本学寄付事務局 (TEL.075-813-8110) までお知らせください。		月 日	
6. 連絡先		住所(寄付申込者と異なる場合、ご記入ください。)	
フリガナ 担当者名			
所属部課・役職名			
E-mail	TEL () - FAX () -		

ご提供頂きました個人情報は、学校法人立命館個人情報保護基本方針に基づき、寄付業務に関する目的および個人が特定されない学内統計資料作成にのみ使用いたします。

※立命館使用欄

DB登録日	年 月 日
名簿ID	No.
申込ID	No.

(様式1-2 2024/04版)

寄付申込書

本書類の作成日をご記入ください。

年 月 日

学校法人 立命館
理事長 森島 朋三 殿

[寄付申込者]

〒

住 所

フリガナ

法人・団体名

代表者役職名

代表者氏名

郵便番号・住所・法人名・代表者の役職名

およびご芳名をご記入ください。

*押印は省略可能です。

下記のとおり、学校法人立命館の設置 お申しいただく寄付金額全額をご記入ください。 寄付を申し込みます。

寄付金申込金額

金

円也

お振込いただく予定日と
金額をご記入ください。

2. 送金方法 ※いずれかに○印

方法	年	月	日	払込金額
一括				
分割				円
				円
				円

① 銀行振込：選択番号

② ゆうちょ銀行

③ 現金・小切手

その他 (

下記の受取口座一覧からお選びのうえ、番号をご
記入ください。

ゆうちょ銀行でのお振込をご希望の場合は、寄付
事務局までご連絡ください。

【受取口座一覧】

- 三井住友銀行 京都支店
- 三菱UFJ銀行 京都支店
- みずほ銀行 京都中央支店
- りそな銀行 京都支店
- 京都銀行 本店営業部
- 京都中央信用金庫 本店営業部
- 滋賀銀行 本店

3. 寄付

学園ホームページ等で、ご支援者皆様方のご芳名を掲載
させていただいています。ご希望されない場合はチェッ
クを入れてください。

4. WEB芳名録等への掲載

*希望されない場合はをお願いします(複数選択可)

法人名の特記

金額の特記

5. 決算日

【重要】払込予定日から決算日までの期間が約1ヶ月以下
となる場合は、本学寄付事務局 (Tel.075-813-8110)
までお知らせください。

貴法人の決算月日をご記入ください。

6. 連絡先

フリガナ

担当者名

所属部課・役職名

E-mail

住所(寄付申込者と異なる場合、ご記入ください。)

TEL () -

FAX () -

ご提供頂きました個人情報、学校法人立命館個人情報保護基本方針に基づき、寄付業務に関する目的および個人が特定されない学内統計資料作成にのみ使用いたします。

※立命館使用欄

DB登録日	年 月 日
名簿ID	No.
申込ID	No.

(様式 1-2 2024/04 版)

特定公益増進法人寄付金(一定の限度額まで損金に算入できる寄付金)のご案内

特定公益増進法人寄付金は、一般寄付の損金算入限度額と別枠で一定の限度額まで損金として算入できます。ご寄付を頂きますと、免税手続きに必要な本学発行の「寄付金領収書」と「特定公益増進法人証明書(文部科学省発行:写)」をお送りいたします。

I. 税制上の優遇措置

特定公益増進法人の主たる目的である業務に関連する寄付金を支出した場合には、その寄付金を支出した一定の限度額までの金額を一般の寄付金とは別枠で損金の額に算入することができます。なお、確定申告に際してこの手続きを受けるには、本学が発行する証明書類等が必要となります。

〔損金算入限度額〕

$$(資本等の金額 \times 0.375\% + \text{当該年度所得} \times 6.25\%) \times 1/2$$

※上記限度額を超える部分の金額は、その他の法人等への寄付として損金算入が可能です。
※法人様の税額計算は、会社規模、所得等により異なりますので、詳細については所轄税務署等にお問い合わせください。

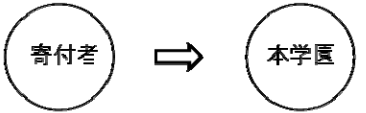



II. 手続きの流れについて

1. 学校法人立命館宛での「寄付申込書」に必要事項をご記入のうえ、いずれも本学の担当部課へご提出ください。
2. 振込票に記載している「学校法人 立命館」の口座へ寄付金をお振込み下さい。
3. 「寄付申込書」と「寄付金」が本学に届き次第、本学発行の「寄付金領収書」と「特定公益増進法人証明書(文部科学省発行:写)」を貴社へお送りいたします。
4. 通常、ご入金から2週間程度の日数を必要としますので、何卒ご了承下さい。

III. ご留意事項

- ・ 各事業年度において支払った寄付金の額を仮払金等として処理した場合においても、当該寄付金はその支払った事業年度において支出したものとなります。
- ・ 寄付金の受領日は、本学に寄付金が入金された日となります。

IV. 「特定公益増進法人に対する寄付金」と「受配者指定寄付金」の違いについて

	『特定公益増進法人に対する寄付金』 (略称=「特増」)	『受配者指定寄付金』
概要	<p>特定公益増進法人(*注)として認められた学校に対して寄付をする場合に用いる寄付金制度。</p> 	<p>法人が私立学校へ寄付をする際に、学校へ直接寄付するのではなく、私学事業団を介して学校へ寄付をする形の寄付金制度。</p> 
税の優遇措置	<p>特定の計算式に基づいた一定額を所得控除(個人)もしくは損金算入(法人)できる</p>	<p>全額が損金算入できる</p>
利用できる対象	 <p>個人 自営業者・個人事業主など</p> <p>※一般の法人も利用可</p>	 <p>法人税を納めている法人</p> <p>※個人は基本的に利用できない</p>

(*注)特定公益増進法人…「公益の増進に著しく寄与する」と官庁が認定した法人を指す。

・一般の企業

基本的に税の優遇措置幅が大きい「受配者指定寄付金」のご利用をお勧めしています。

・公益財団法人、一般社団法人等の場合

法人税を納付されているかを確認のうえ、納付されている場合は「受配者指定寄付金」を、納付されていない場合は「特増」をご案内いたします。

※法人税を納付されていない法人については、「受配者指定寄付金」の対象になりません。

《お問合せ窓口》

〒604-8520 京都市中京区西ノ京朱雀町1

学校法人立命館 総務部 寄付事務局

TEL (075)813-8110 FAX (075)813-8119